

コーポレートガバナンスに係る改正公告

2018年4月以降、「会社法」、「証券取引法（以下「証券法」という）」及び関連子法、上場・店頭登録会社のコーポレートガバナンス（企業統治）に係る規則の改正が行われた。これに応じるように、国内の実務運用及び海外の関連規範を参酌したうえ、台湾証券取引所株式会社（TWSE、以下「台証所」という）は、2020年2月に発布・公告した「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」の改正に続き、6月3日に、上場・店頭登録会社がコーポレートガバナンスを遂行する際の参考ガイドラインとして、「〇〇株式会社株主総会議事規則」をはじめとした13項目の参考範例の改正を公告した。これをもって、今後の証券市場の健全なる発展が期待される。

今年2月、「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」の改正が公告された。その内容は、「会社法」、「証券取引法」等の関連法令において明定される上場・店頭登録会社の遵守『すべき』規範事項にかかわるだけでなく、同時に、強制力を持たない任意規定も含んでおり、これを通して各上場・店頭登録会社が積極的に任意規定を採用し、自発的にコーポレートガバナンス制度の適正な構築ができるよう後押しするものとなっている。今回改正された合計12条の条文の要点¹は次の通りである。

(一) コーポレートガバナンス管理者の担当資格を緩和

第3-1条第1項規定の改正により、コーポレートガバナンス管理者の担当資格制限を緩和し、証券、金融、先物取引の関連機構または公開発行会社で法令遵守、内部監査の管理職務に3年以上従事した場合、コーポレートガバナンス管理者を担当することができるようになった。

(二) 株券取引の管理措置

インサイダー（内部者）取引防止のために、財務業績の発布前に取締役（中国語：董事）による株券取引の禁止が設けられた香港の規定を参考にし、上場・店頭登録会社が定めた内部規範において、その内部者が会社の財務報告または関連業績内容を知悉した日から株券取引の管理措置を講じるよう推奨している。ゆえに第10条第4項の規定を追加した。

¹ 「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」条文一部改正対照表。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(三) 指名委員会の設置

台証所は、2004年に発布した「〇〇株式会社指名委員会組織規程」の参考範例を踏まえ、2006年及び2012年にそれぞれこの範例を改正した。今回（2020年）の改正では、国際的に取締役会の機能が向上する中、ますます重要視されている指名委員会の機能発揮を鑑み、上場・店頭登録会社に指名委員会の設置を促進させるよう、各国の立法例を参酌したうえで第28-2条の規定を追加した。

(四) 知的財産管理制度

經濟部工業局より2016年8月に公布された「台湾知的財産管理規範」の改正を参酌し、上場・店頭登録会社に目標指向、プロセス管理、「計画、執行、検査、行動」のPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act）をもって体系的な管理体制を実現させるよう後押しするために、第37-2条の規定を増補修正した。

このほか、6月3日に公告された「〇〇株式会社株主総会議事規則」等13項目の参考範例の改正は、「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」で言及された「株主総会議事規則」、「〇〇株式会社監査役の職権範囲規則」等の規範に基づき、台証所、タイペイエクスチェンジ（TPEX）、台湾集中保管決算所（TDCC、日本の証券保管振替機構に相当）等の機構が分担のうえ関連参考範例を起草し、主務機関の確定を経て審査に備えたのち、各上場・店頭登録会社の参考使用に供するよう正式に公告する。今回改正された参考範例を下記の通りにまとめ、簡潔に説明する²。

改正された参考範例	説明
「〇〇株式会社株主総会議事規則」	「会社法」、「証券法」、「公開發行会社取締役会議事方法」、「公開發行会社独立取締役の設置及び遵守すべき事項に係る方法」、「公開發行会社会計監査委員会の職権行使に係る方法」、「株券上場または証券業営業処で売買する会社の給与報酬委員会設置及び職権行使に係る方法」に合わせて改正。
「〇〇株式会社取締役会議事規範」	
「〇〇株式会社独立取締役の職責範囲規則」	
「〇〇株式会社会計監査委員会組織規程」	
「〇〇株式会社給与報酬委員会組織規程」	
「〇〇株式会社指名委員会組織規程」	
「〇〇株式会社監査役の職権範囲規則」	

² 台証治理字第 1090009468 号。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正された参考範例	説明
「〇〇株式会社関係企業相互間の財務業務に係る作業規範」	「公開発行会社の資産の取得または処分に係る処理準則」の規定に合わせて改正。
「上場・店頭登録会社サイトに開示すべき重要事項」	「公開発行会社の年報に記載すべき事項の準則」、「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」の規定、「2020 年度コーポレートガバナンス評価指標」に合わせて改正。
「取締役会実績評価方法」	「公開発行会社の年報に記載すべき事項の準則」、「コーポレートガバナンス評価指標」の採点ガイドラインの内容に合わせ、「〇〇株式会社取締役会自己評価または同僚評価」の参考範例を改正し、名称を変更。
「上場・店頭登録会社が定める道德行為準則」	「上場・店頭登録会社経営の信義誠実守則」に合わせて改正。
「〇〇株式会社取締役選任プロセス」	金融監督管理委員会が上場・店頭登録会社に対し、取締役・監査役の任期満了時に監査役の代わりに会計監査委員会の設置を要求することに合わせて、元の「〇〇株式会社取締役及び監査役選任プロセス」参考範例における監査役に関する部分を削除し、名称を変更。
「〇〇株式会社合併に係る特別委員会組織規程」	上場・店頭登録会社には既に全面的に独立取締役が設置されていることに合わせて、元の規程における独立取締役の未設置に関する部分を削除。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。